

令和6年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料

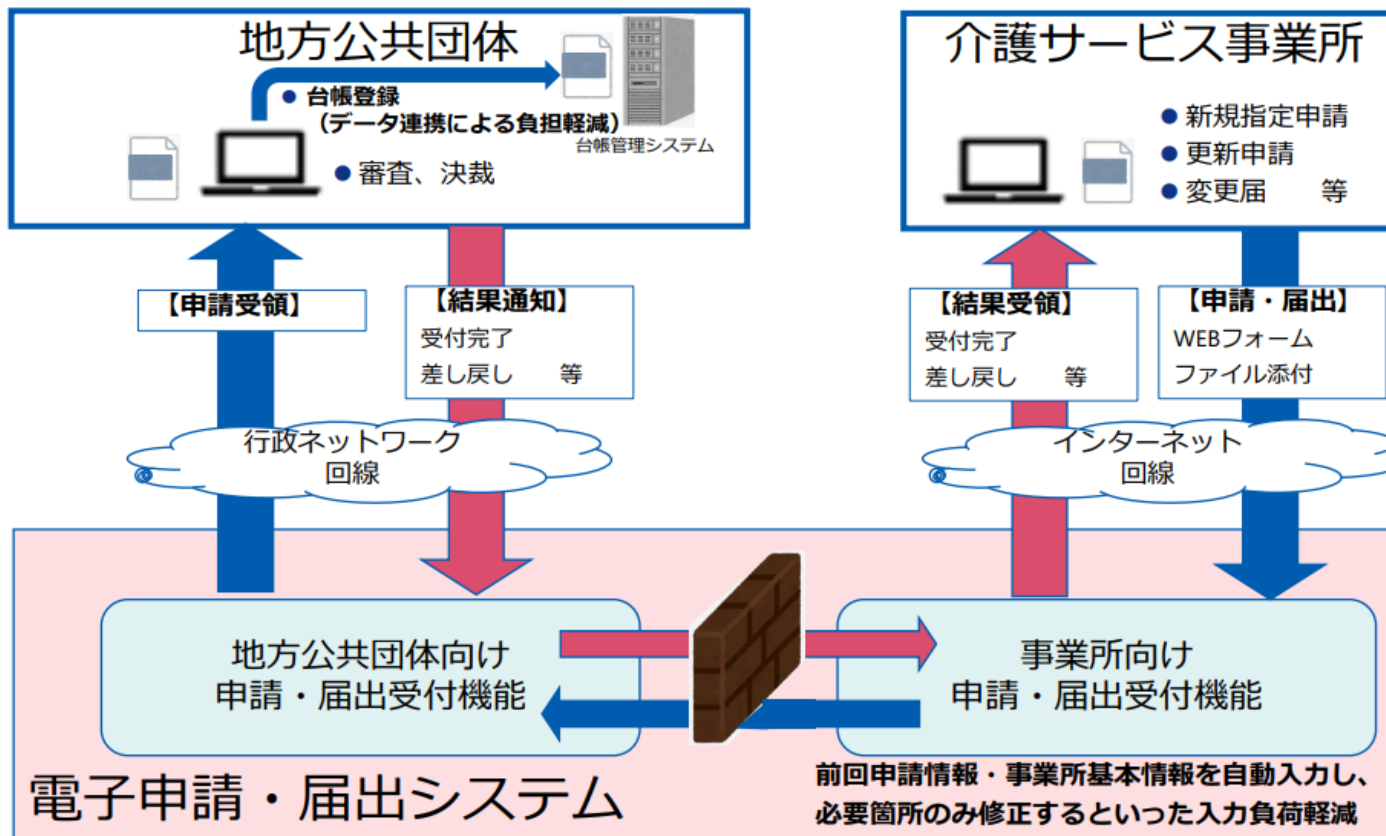
電子申請・届出システムについて

兵庫県福祉部高齢政策課
介護基盤整備班(高年施設担当)

電子申請・届出システムの概要

- 介護サービス事業者等が県・市町に対して行う指定申請等は、デジタル技術を活用して介護分野の文書事務の負担軽減を推進する観点から、原則、国の「電子申請・届出システム」を利用するよう、介護保険法施行規則の改正が行われました。
- 兵庫県では、令和6年6月3日から、原則、システムにより申請等を受け付けています。

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化

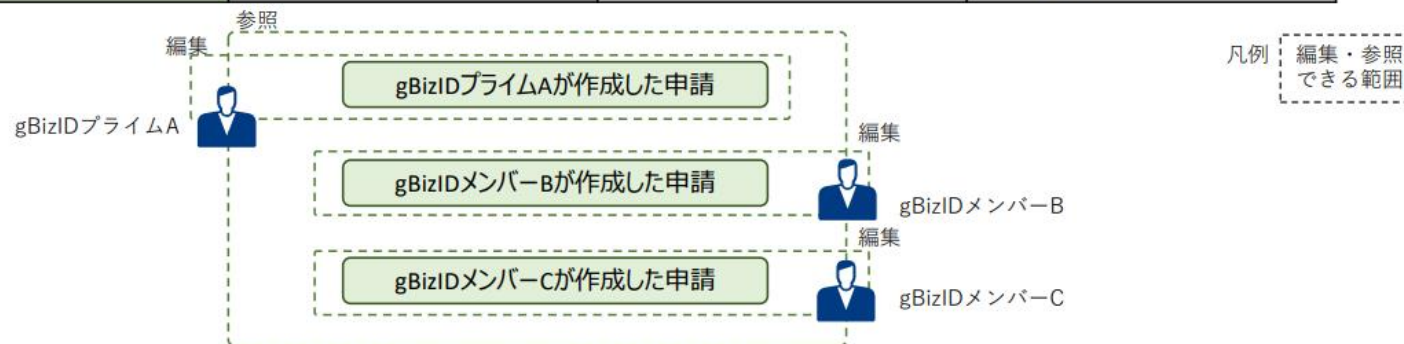


電子申請・届出システムの使い方①

- 電子申請・届出システムの利用にあたっては、「GビズID」が必要です。
- IDをお持ちでない法人は、GビズIDホームページからアカウントを作成ください。

GビズIDには次の3種類のアカウントがあります。アカウント種別ごとに申請情報の編集・参照範囲が異なります。

アカウント種別	gBizIDエントリー	gBizIDプライム	gBizIDメンバー
編集範囲	※本システムの利用にあたっては使用しません	自身が作成した申請を編集できます。	自身が作成した申請を編集できます。
参照範囲		(同じ法人番号を使用の) 自身及びgBizIDメンバーが作成した申請を参照できます。	(同じ法人番号を使用の) gBizIDプライム及びgBizIDメンバーが作成した申請を参照できます。



注意事項

gBizIDメンバー間で相互編集はできませんが、相互参照は可能です。申請情報共有の場合は、(同じ法人番号を使用の) gBizIDプライムまたはgBizIDメンバーで電子申請届出システムにログインを行い、申請届出状況確認画面よりご確認ください。

電子申請・届出システムの使い方②

- GビズIDで電子申請・届出システムにログインする。
- 必要事項を入力、添付書類を添付して申請する。

• 手数料の納付

県の「電子納付システム」にて納付をお願いします。
(詳細：[兵庫県／手数料の電子納付について](#))

• 登記情報の提出

「登記情報提供サービス」にて提出し、照会番号・発行年月日付きのPDFファイルをダウンロードする
→電子申請・届出システムにPDFファイルを添付して提出

電子申請届出システム上での
介護事業所の申請届出の流れ



電子申請・届出システムについて

- 電子申請・届出システムのURL・詳しい操作方法について

県の指定申請等届出関係の各ページに掲載されています。

[兵庫県／高齢者福祉施設の設置認可・開設許可等](#)

[兵庫県／介護保険居宅サービス事業者の指定申請・変更届等の手続きについて](#)

[兵庫県／指定介護サービス事業者の指定更新について](#)

[兵庫県／介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について](#)

- 電子申請・届出システム操作ガイド説明動画

実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5

